

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月24日に不適合管理委員会にて審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	今回定期事業者検査「安全弁検査」において、原子力安全基盤機構（JNES）より検査書類の誤記等の指摘を受けたため、水平展開として調査した結果、「非常用ガス処理系設備検査（E1）」において、検査要領書の計測器精度の記載に誤記が認められたため、当該部を訂正及び対応検討	D	
2	1号機	原子力安全基盤機構（JNES）の記録確認時、「可燃ガス濃度制御系機能検査」のループ精度計算書の記載内容に誤記が認められたため、対応検討	C	
3	3号機	原子炉建屋3階南東階段脇のケーブルダクトの上蓋留めネジの外れ（10箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
4	3号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプにおいて、軸封部よりリーク（飛散）が認められたため、当該軸封部を点検・修理	D	
5	3号機	第22回定期事業者検査の安全管理審査において、原子力安全基盤機構（JNES）より、文書審査用に準備した「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に旧版のページが混入していることが認められたため、対応検討	C	
6	5号機	所内ボイラー蒸気溜補助蒸気取出元弁において、ハンドルブッシュの割れが認められたため、当該部品を交換	C	
7	6号機	タービン建屋暖房用ユニットヒータ（UH6-16）温度スイッチ点検時、接点動作不良（固着）が認められたため、当該部を交換	D	
8	6号機	タービン建屋暖房用ユニットヒータ（UH6-3）温度スイッチ点検時、絶縁抵抗不良が認められたため、当該部を交換	D	
9	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機燃焼用空気冷却器継手フランジ部において、エアーリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	サービス建屋換気空調系空冷チラーの試運転時、冷媒圧縮機油圧圧カスイッチの動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	原子炉建屋地下2階消火栓（R-1）用電線管において、アース線の外れが認められたため、当該アース線を取付	D	
12	6号機	原子炉格納容器除湿冷却系配管の保温材の一部に変形が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
13	6号機	主発電機固定子巻線温度記録計において、印字不良（打点No. 1、No. 13）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
14	その他	海生物処理設備前処理装置海生物洗浄配管において、フレキシブルホースのピンホールが認められたため、当該ホースを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで